

OKB証券は、以下のとおり『証券取引約款・規定集』を改定します。新旧対照表は次のとおりです。(下線部を改定)

新	旧
<p style="text-align: center;">「第1章 総合取引約款」</p> <p>第17条(取引及び残高の報告) (4)②混合保管中の債券について「保護預り約款」第5条の規定に基づき決定された償還額</p> <p style="text-align: center;">「第2章 保護預り約款」</p> <p>第3条(保護預り証券の保管方法及び保管場所) (2)金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混合して保管します。 (3)保護預り証券のうち上記(2)に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客さまの同銘柄の証券と混合して保管することがあります。</p> <p>第4条(混合保管等に関する同意事項) 第3条の規定により混合して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>第5条(混合保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い) 混合して保管している債券が抽選償還に当選した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。</p> <p>第8条(お客さまへの連絡事項) (1)②混合保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還額</p> <p>第10条(償還金等の代理受領) 保護預り証券の償還金(混合保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。)又は利金(分配金を含みます。以下同じ。)の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">「第4章 外国証券取引口座約款」</p> <p>第4条(外国証券の混合寄託等) (1)お客さまが当社に寄託する外国証券(外国株式等及び外国新株予約権を除きます。以下「寄託証券」といいます。)は、混合寄託契約により寄託するものとします。当社が備えるお客さまの口座に当該お客さまが有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権(以下「振替証券」といいます。)については、当社は諸法令ならびに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。 (2)寄託証券は、当社の名義で決済会社に混合寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、下記(3)に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。 (3)上記(2)により混合寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券(以下「寄託証券等」といいます。)は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関(以下「現地保管機関」といいます。)において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行ならびに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。</p> <p>第5条(寄託証券に係る共有権等) (1)当社に外国証券を寄託したお客さまは、当該外国証券及び他のお客さまが当社に寄託した同一銘柄の外国証券ならびに当社が決済会社に寄託し決済会社に混合保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録されたお客さまは、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該お客さまに与えられることとなる権利を取得します。</p>	<p style="text-align: center;">「第1章 総合取引約款」</p> <p>第17条(取引及び残高の報告) (4)②混蔵保管中の債券について「保護預り約款」第5条の規定に基づき決定された償還額</p> <p style="text-align: center;">「第2章 保護預り約款」</p> <p>第3条(保護預り証券の保管方法及び保管場所) (2)金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混蔵して保管します。 (3)保護預り証券のうち上記(2)に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客さまの同銘柄の証券と混蔵して保管することがあります。</p> <p>第4条(混蔵保管等に関する同意事項) 第3条の規定により混蔵して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>第5条(混蔵保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い) 混蔵して保管している債券が抽せん償還に当せんした場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。</p> <p>第8条(お客さまへの連絡事項) (1)②混蔵保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還額</p> <p>第10条(償還金等の代理受領) 保護預り証券の償還金(混蔵保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。)又は利金(分配金を含みます。以下同じ。)の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">「第4章 外国証券取引口座約款」</p> <p>第4条(外国証券の混蔵寄託等) (1)お客さまが当社に寄託する外国証券(外国株式等及び外国新株予約権を除きます。以下「寄託証券」といいます。)は、混蔵寄託契約により寄託するものとします。当社が備えるお客さまの口座に当該お客さまが有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権(以下「振替証券」といいます。)については、当社は諸法令ならびに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。 (2)寄託証券は、当社の名義で決済会社に混蔵寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、下記(3)に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。 (3)上記(2)により混蔵寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券(以下「寄託証券等」といいます。)は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関(以下「現地保管機関」といいます。)において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行ならびに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。</p> <p>第5条(寄託証券に係る共有権等) (1)当社に外国証券を寄託したお客さまは、当該外国証券及び他のお客さまが当社に寄託した同一銘柄の外国証券ならびに当社が決済会社に寄託し決済会社に混蔵保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録されたお客さまは、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該お客さまに与えられることとなる権利を取得します。</p>

新	旧
<p align="center">「第5章 国内外貨建債券取引約款」</p> <p>第2条(受渡期日) 受渡期日はお客さまが当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して3営業日目とします。</p> <p align="center"><個人情報のお取り扱いについて></p> <p>5. 個人情報の開示等のご請求手続きについて (2)開示等のご請求に際して提出またはご郵送いただく書面 開示等のご請求にあたっては、「A. 当社所定の依頼書」を受付窓口から取り寄せ、所定の…</p> <p>B. 本人確認書類 (a)受付窓口へ提出される場合 本人確認できる、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(写真付)のうちの1点。</p>	<p align="center">「第5章 国内外貨建債券取引約款」</p> <p>第2条(受渡期日) 受渡期日はお客さまが当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して4営業日目とします。</p> <p align="center"><個人情報のお取り扱いについて></p> <p>5. 個人情報の開示等のご請求手続きについて (2)開示等のご請求に際して提出または郵送いただく書面 開示等のご請求にあたっては、「A. 当社所定の依頼書」を受付窓口から取り寄せ、あるいは当社ホームページからダウンロードし、所定の…</p> <p>B. 本人確認書類 (a)受付窓口へ提出される場合 本人確認できる、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(写真付)、<u>外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書</u>のうちの1点。</p>

【適用開始日】 2020年7月13日

以上